

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第51号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第38条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、知事が別に定める特別職の職員を除き、給与条例別表第1行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）10級の職務にある職員の例による。</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 県議会の議員に対しては、第2条第1項の規定にかかわらず期末手当を支給するものとし、その額は、一般職の職員の例による。ただし、給与条例第38条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、行政職給料表10級の職務にある職員の例による。</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第38条第2項中「<u>100分の115</u>」とあるのは、「<u>100分の157.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、知事が別に定める特別職の職員を除き、給与条例別表第1行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）10級の職務にある職員の例による。</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 県議会の議員に対しては、第2条第1項の規定にかかわらず期末手当を支給するものとし、その額は、一般職の職員の例による。ただし、給与条例第38条第2項中「<u>100分の115</u>」とあるのは、「<u>100分の157.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、行政職給料表10級の職務にある職員の例による。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第2条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p>

2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第38条第2項中「100分の115」とあるのは、「100分の157.5」とする。この場合において、期末手当基礎額は、知事が別に定める特別職の職員を除き、給与条例別表第1行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）10級の職務にある職員の例による。

（給与に関する特例）

第4条 県議会の議員に対しては、第2条第1項の規定にかかわらず期末手当を支給するものとし、その額は、一般職の職員の例による。ただし、給与条例第38条第2項中「100分の115」とあるのは、「100分の157.5」とする。この場合において、期末手当基礎額は、行政職給料表10級の職務にある職員の例による。

2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第38条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の162.5」とする。この場合において、期末手当基礎額は、知事が別に定める特別職の職員を除き、給与条例別表第1行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）10級の職務にある職員の例による。

（給与に関する特例）

第4条 県議会の議員に対しては、第2条第1項の規定にかかわらず期末手当を支給するものとし、その額は、一般職の職員の例による。ただし、給与条例第38条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の162.5」とする。この場合において、期末手当基礎額は、行政職給料表10級の職務にある職員の例による。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。